

認定特定創業支援事業により支援を受けたことの証明に関する各種支援制度の活用と注意事項について

逗子市市民協働部経済観光課

認定特定創業支援事業による支援を受けたことの証明により、各種支援制度を活用される場合の注意事項について、次のとおりご案内します。

1. 神奈川県創業支援融資について

- (1) 融資利率年利 1.6%以内で融資を受けることができます（通常 1.8%以内）。
- (2) 信用保証料(※1)率が免除されます（通常 0.4%、経営者保証不要の場合 0.2%）。

※1 信用保証を利用する対価として、信用保証協会へ支払うものを指します。保険料ではないため、信用保証協会による代位弁済が行われた後は、中小企業・小規模事業者の方から信用保証協会へ弁済することとなります。

1. 会社(※1)設立時の登録免許税の減免について

- (1) 創業を行おうとする者又は創業後 5 年未満の個人が会社を設立する場合には、登録免許税の軽減(※2)を受けることが可能です。登録免許税の軽減を受けるためには、設立登記を行う先に、証明書の原本を法務局に提出する必要があります。

※1 株式会社、合名会社、合資会社または合同会社を指します。

※2 株式会社又は合同会社は、資本金の 0.7%の登録免許税が 0.35%に軽減（株式会社の最低税額 15 万円の場合は 7.5 万円、合同会社の最低税額 6 万円の場合は 3 万円の軽減）、合名会社又は合資会社は、1 件につき 6 万円の登録免許税が 3 万円に軽減されます。

- (2) 特定創業支援等事業により支援を受けた者のうち、会社設立後の者が組織変更を行う場合は登録免許税の軽減を受けることができません。
- (3) 逗子市が交付する証明書をもって、他の市町村で創業する場合又は会社を設立する場合には、登録免許税の軽減措置を受けることができません。

2. 創業関連保証の特例について

- (1) 無担保、第三者保証人なしの創業関連保証が、事業開始の 6 か月前から利用することが可能です。保証の特例を受けるためには、手続きを行う際に、信用保証協会又は金融機関に証明書（写し可）を提出し、別途、審査を受ける必要があります。
- (2) 逗子市が交付する証明書をもって、他の市町村で創業する場合であっても、創業関連保証の特例を活用することができます。

3. 日本政策金融公庫新創業融資制度の自己資金要件充足について

- (1) 認定特定創業支援事業により支援を受けた者は、新創業融資制度の自己資金要件（総融資額の 1/10 以上）を充足したものとして利用することが可能です（別途、審査を受ける必要があります）。
- (2) 創業前又は創業後税務申告を 2 期終えていない事業者が対象となります。

4. 日本政策金融公庫新規開業支援資金の貸付利率の引き下げについて

- (1) 認定特定創業支援事業により支援を受けた者は、新規開業支援資金の貸付利率の引き下げの対象として、同資金を利用することが可能（別途、審査を受ける必要があります）。

5. 小規模事業者持続化補助金（創業枠）について

- (1) 小規模事業者が直面する制度変更(働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃金引上げ、インボイス導入等)等に対応するため、経営計画を作成し、それらに基づいて行う販路開拓の取組み等の経費の一部を補助するものです。通常は補助上限額 50 万円、補助率 2/3 ですが、開業 3 年以内かつ認定特定創業支援事業により支援を受けた証明書の交付を受けた場合、創業枠（補助上限 200 万円、補助率 2/3）での申請が可能となります。

※法改正等により支援制度が変更・終了となる場合があります。

※証明書を発行された方へ、後日、逗子市からアンケート（電話、郵送等）をさせていただく場合があります。